

京都市消防局告示第1号

平成8年2月7日京都市消防局告示第6号（防災センター要員講習等の実施機関の指定について）及び平成8年2月7日京都市消防局告示第7号（防災センター要員講習の課程を修了した者に交付する修了証の様式の指定について）は、廃止します。

平成21年12月28日

京都市消防局長 三浦 孝一

（消防局予防部）